

内部統制と監査リスク

阿 部 一 人

- I. はじめに
- II. 内部統制構造の理解の獲得
- III. 統制リスクの評価
- IV. 追加的な統制テストの実施
- V. 実証的テストの設計
- VI. むすび

I. はじめに

本稿では、アメリカ公認会計士協会（AICPA）の監査基準書（SAS）第55号『財務諸表監査における内部統制構造の検討』においてとり上げられている監査実施プロセスの内容を概観し、考慮されるべき監査リスクの評価とその具体的手続の内容を検討することである。

II. 内部統制構造の理解の獲得

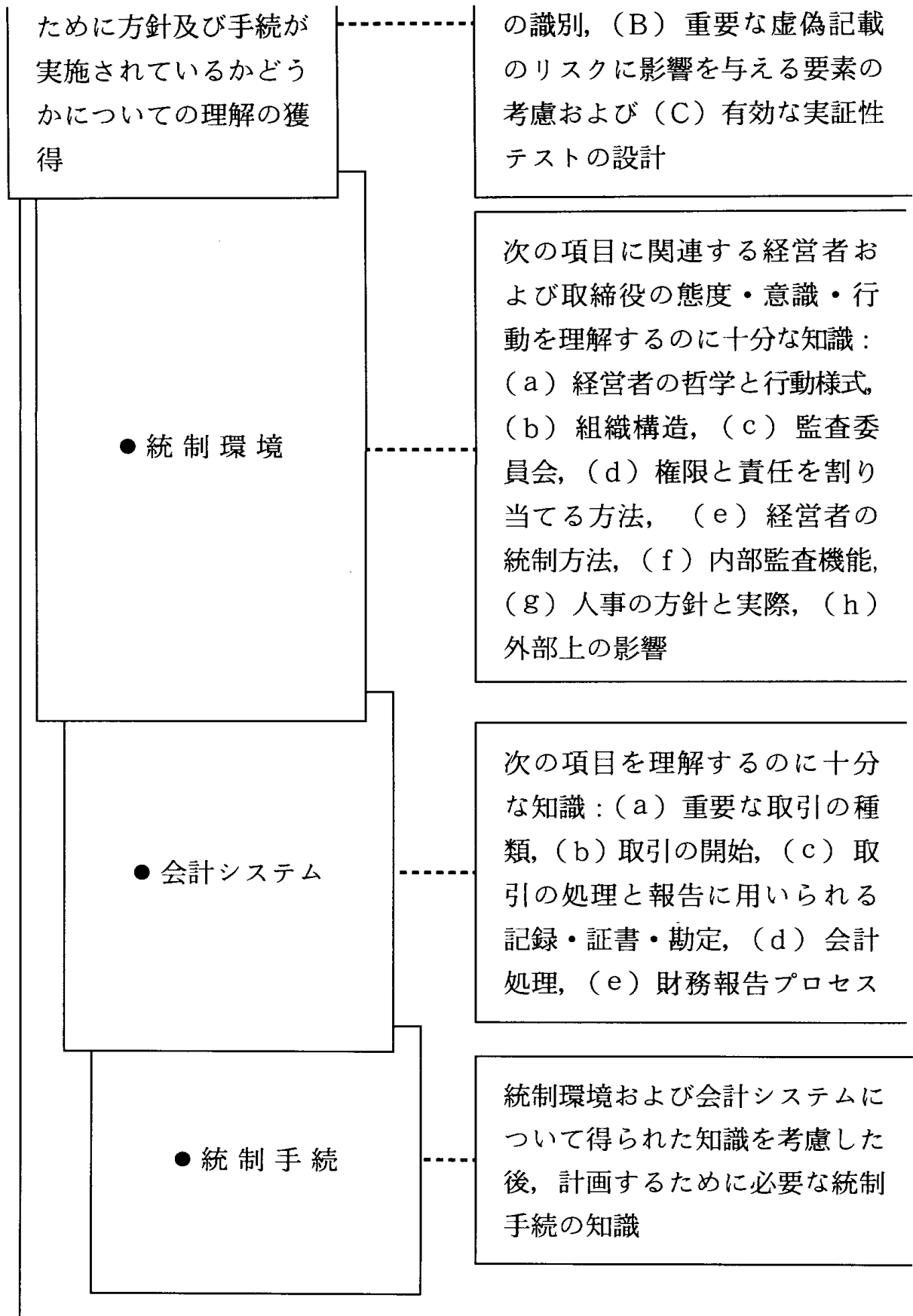
監査の実施プロセスを4段階に分けて、内部統制構造についての監査上の考慮の内容と具体的な手続をみてみよう。⁽¹⁾

〔第1段階〕

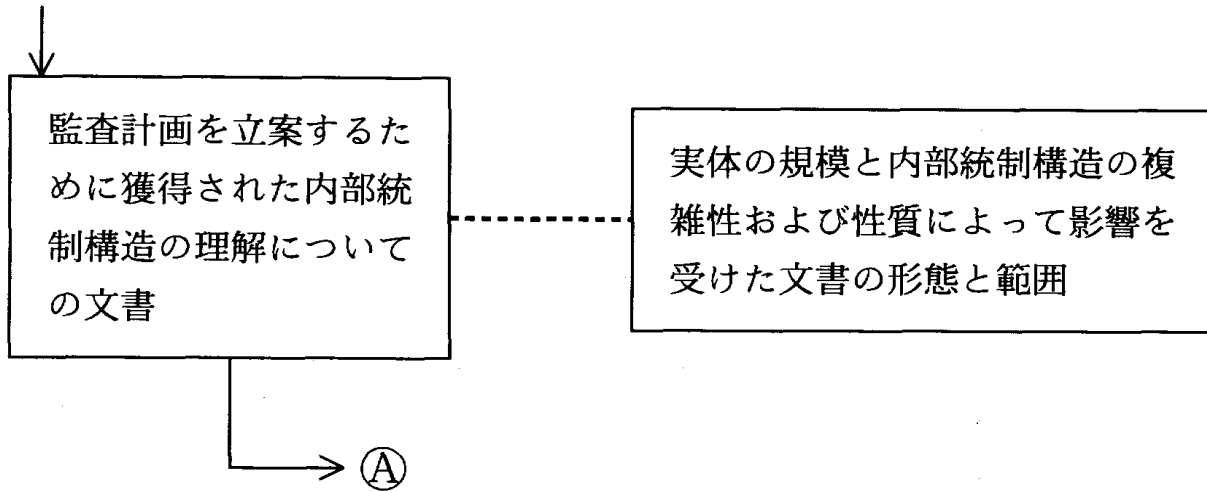
目的適合的な方針、および手続の設計、さらに、次の3つの事項の

次の3項目の必要性を認識する場合、監査計画を立案するために十分な理解を得ること：(A) 潜在的に重要な虚偽記載の種類

内部統制と監査リスク（阿部）



内部統制と監査リスク（阿部）



内部統制構造とは、実体の特定の目的が達成されるという合理的な保証を提供するために確立された方針と手続から構成される。この内部統制構造は、広範な種々の目標とそれに関連する方針と手続を含むが、このうちのいくつかのみが実体の財務諸表監査と関連する。一般に、監査と関連する方針と手続は、財務諸表において具体化された主張と関係した財務データを記録、処理、要約、報告する実体の能力に関係している。⁽²⁾

そして、財務諸表監査の目的にとって、内部統制構造は、統制環境、会計システム、統制手続という3つの要素から構成される。⁽³⁾ この内部統制構造の各要素を検討する場合の一般的に考慮すべき事項として、第1に、実体が確立した特定の統制環境要因、会計システムの方法と記録、さらに統制手続の適用可能性と重要性は、①実体の大きさ、②実体の組織と所有の特徴、③事業の性格、④業務活動の多様性と複雑性、⑤データ処理の方法、⑥実体に適用される法律上および規定上の要求などの関係から考慮すべきである。第2には、内部統制構造の確立と維持が重要な経営者の責任であるが、合理的な保証の概念は、実体の内部統制構造の費用がそれから導かれると期待する便益を超えるべきではないと認識する。第3に、実体の内部統制構造の潜在的な有効性には、固有の限界があると指摘している。⁽⁴⁾

内部統制と監査リスク（阿部）

上記の第1段階は、監査人が、財務諸表監査の計画を立案するために、内部統制構造の3つの要素それぞれについて十分な理解を獲得するためのプロセスである。この理解には、関連する方針や手続、記録の作成に関する知識、さらにそれらが実体によって実施されているかどうかに関する知識が含まなければならない。監査計画を立案する場合に、そのような知識は、(A) 潜在的に重要な虚偽記載の種類⁽⁵⁾の識別、(B) 重要な虚偽記載のリスクに影響を与える要素の考慮、(C) 有効な実証性テストの設計を利用すべきである。⁽⁵⁾ このことは、すなわち、監査人が行う基本的な内部統制構造の検討は、財務諸表上の主張に影響を与えるかどうかであり、特に統制リスクの評価において、財務諸表上の主張との関係が重要であり、統制リスクを評価する場合に監査要点をどのように設定するかが問題となる。⁽⁶⁾

また、内部統制構造についての理解を獲得するために実施される手続とは、内部統制構造の方針および手続の設計とその実施の有効性について十分な証拠が入手できるならば、統制テストであると考えられる。⁽⁷⁾

監査計画に関連した内部統制構造の方針と手続の理解を獲得する手続は、統制テストの内容として次の諸手続が指示される。

- ①実体との過去の経験内容の調査 (inquiry)
- ②適切な経営者、監督者、スタッフ職員への質問 (inguiry)
- ③実体の証書や記録の実査 (inspection)
- ④実体の活動と業務の立会 (observation)

これらの手続を実施することにより、十分な証拠の入手が可能となる。

しかし、一般に、実施される手続の性質と範囲は、被監査企業ごとに異なり、被監査企業の規模や複雑性、監査人と被監査企業との以前の経験、特定の方針あるいは手続の性質、さらに特定の方針や手続についての被監査企業の文書の性質によって影響を受けることなどが考慮されなければならない。

内部統制と監査リスク（阿部）

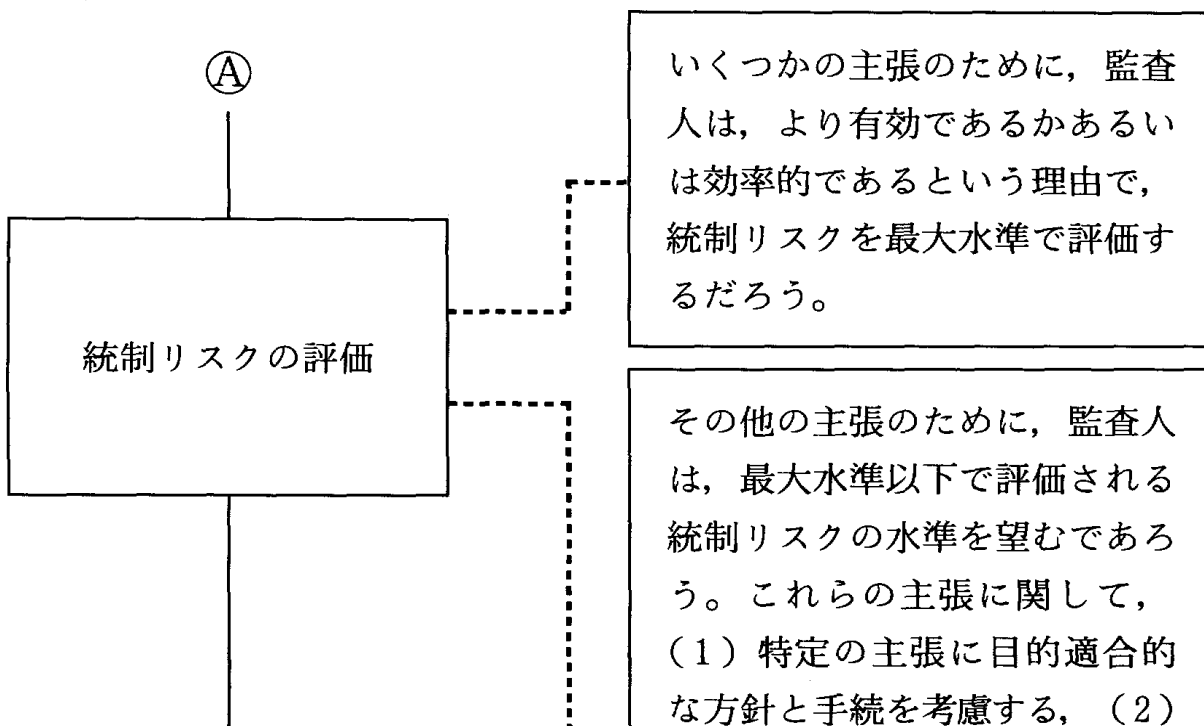
また、監査人の固有リスクの評価や種々の勘定残高ならびに取引の分類に対する重要性の判断は、理解を獲得するために実施される手続の性格や範囲にもまた影響を与える。

内部統制構造についての理解の文書化は、監査人が内部統制に全く依拠しない場合でも必要とされている。監査人は、監査計画を立案するために入手された実体における内部統制構造の諸要素の理解を文書化すべきであり、この文書の形式と範囲は、実体の内部統制構造の性質と同様に実体の規模と複雑性によって影響を受ける。たとえば、大規模で複雑な実体の理解の文書化には、フロー・チャート、質問書や職務権限表を含む。

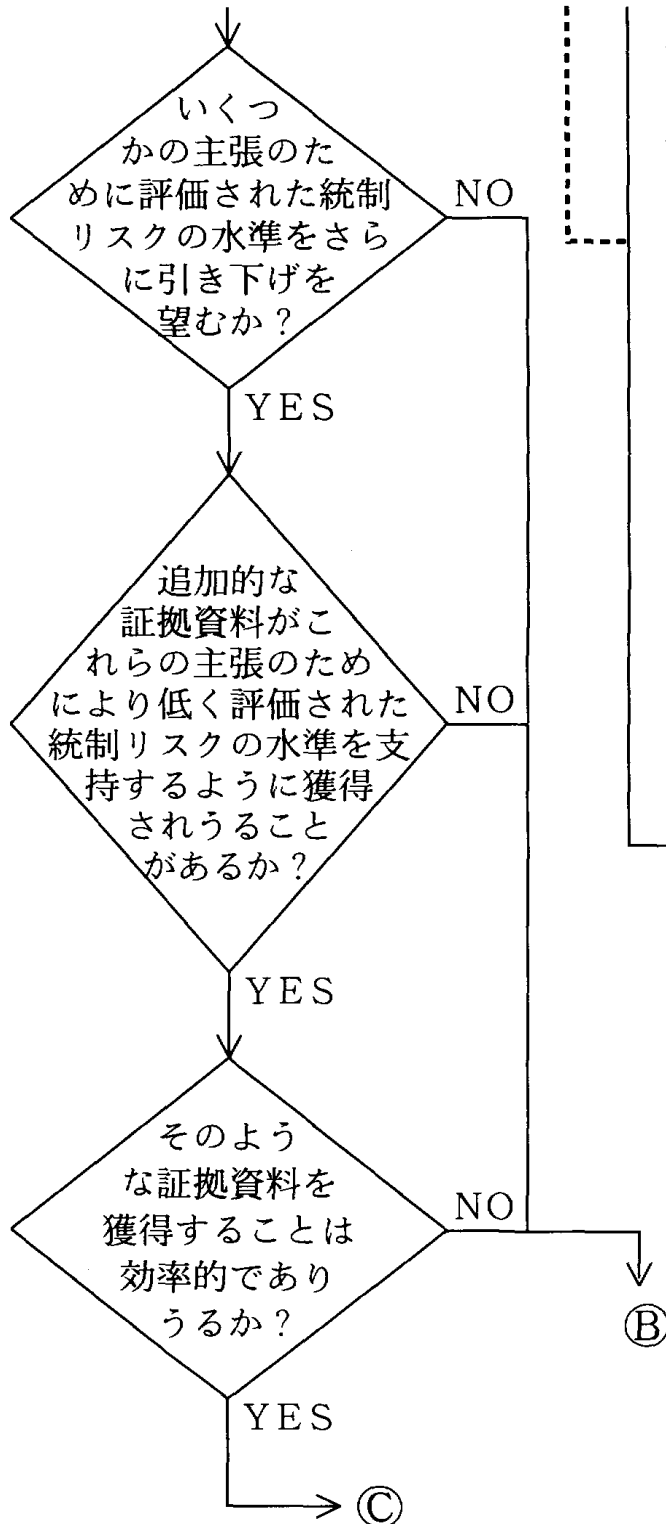
しかし、小規模の実体では、メモランダム形式の文書で十分かもしれない。一般に、内部統制構造が複雑で実施される手続が広範囲のものになればなるほど、監査人の文書も広範囲となる。⁽⁸⁾

Ⅲ. 統制リスクの評価

〔第2段階〕



内部統制と監査リスク（阿部）



主張における重要な虚偽記載を防止あるいは摘発する場合に、方針および手続の設計と実施の有効性を評価するためにすべての統制テストの結果を考慮する。

- 理解を得るために実施された手続の結果は、それらが設計と実施の有効性について十分な証拠資料を用意するならば、統制テストと考えることができる。実施された手続の結果は、これらの主張のために最大水準以下で評価される統制リスクの水準を支持するであろう。

第2段階は、監査人が、内部統制構造についての理解を獲得した後、財務諸表上の主張に対する統制リスクを評価するプロセスである。財務諸表に関する意見を形成する場合の独立監査人の仕事の大部分は、財務諸表上

内部統制と監査リスク（阿部）

の主張に関する証拠資料の収集と評価から構成される。⁽⁹⁾ これらの主張は、勘定残高、取引の種類ならびに財務諸表の開示要素に具体化されており、実在性または発生、完全性、権利および義務、評価あるいは配分、表示および開示という広い範疇で分類される。監査人は、監査計画の立案と実施の場合において、特定の勘定残高や取引の種類に関連づけてこれらの主張を検討する。

財務諸表上の主張における重要な虚偽記載を見逃す危険性すなわち監査リスクは、固有リスク、統制リスクおよび摘発リスクから構成される。⁽¹⁰⁾

ここに、監査リスクとは、財務諸表上の主張における重要な虚偽記載について、監査人がその事実を知らずに自らの意見を適切に限定できない危険である。これは、財務諸表上の主張における重要な虚偽記載を監査人が気付かずに見逃す危険性であって、この監査リスクが低くなるような監査技術の選択・適用が求められることになる。固有のリスクとは、関連する内部統制構造の方針および手続が存在しないと仮定した場合に、ある主張に重大な虚偽記載が発生する可能性であり、被監査項目の性質や実体の環境状況から生ずる危険である。統制リスクは、監査人がある主張に重要な虚偽記載が発生する可能性であり、実体の内部統制構造の方針および手続によって適時に防止あるいは摘発することができない危険をいう。摘発リスクとは、監査人がある主張についての重大な虚偽記載を摘発し損う危険性であり、財務諸表上の重大な虚偽記載を実証的テストによって摘発できない危険をいう。

統制リスクの評価は、財務諸表における重要な虚偽記載を防止あるいは摘発する場合の実体の内部統制構造の方針および手続の有効性を評価するプロセスである。そして統制リスクは、財務諸表上の主張について評価されなければならない。監査人は、内部統制構造を理解した後、方針および手続が主張に関係がないか、主張に関して有効ではないか、あるいは、有効性を評価することが非能率であるため、いくつかの主張あるいは全ての

内部統制と監査リスク（阿部）

主張についての統制リスクを最大水準に評価するかもしれない。この最大水準とは、財務諸表上の主張に生じうる重要な虚偽記載が、実体の内部統制構造によって適時に防止および摘発されない最大の確信度を意味するものとして用いられる。⁽¹¹⁾ 一方、統制リスクを最大水準以下で評価する場合には、特定の主張に関して、その主張における重要な虚偽記載を防止および摘発する特定の内部統制構造の方針ならびに手続を識別する場合、さらに、そのような方針ならびに手続の有効性を評価するために統制テストを実施する場合においてである。

この段階での統制テストの内容は、次の手続が含まれる。⁽¹²⁾

（１）内部統制構造の方針と手続の設計の有効性について実施される統制テスト手続

- ①実体の適切な職員への質問
- ②証書や報告書の実査
- ③特定の方針と手続の適用の立会
- ④複雑な実体においてフロー・チャート・質問表・職務権限表の利用

これらのテストは、方針および手続が特定の財務諸表上の主張における重要な虚偽記載を防止あるいは摘発するために設計されたか否かに関する。

（２）内部統制構造の方針および手続の実施の有効性についての統制テストの手続

- ①実体の適切な職員への質問
- ②方針と手続の結果を示す証書や報告書の実査
- ③方針と手続の適用の立会
- ④監査人による方針や手続の適用の再実施

これらのテストは、いかに方針と手続が適用されるのか、監査期間中に適用される継続性および誰によってそれが適用されるのかに関係している。

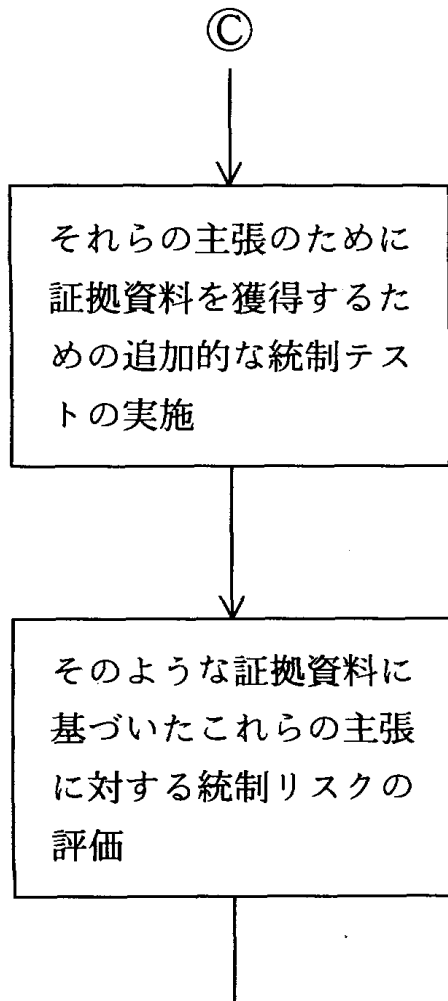
統制リスクの評価の結果得られた結論は、統制リスクの評価水準として

内部統制と監査リスク（阿部）

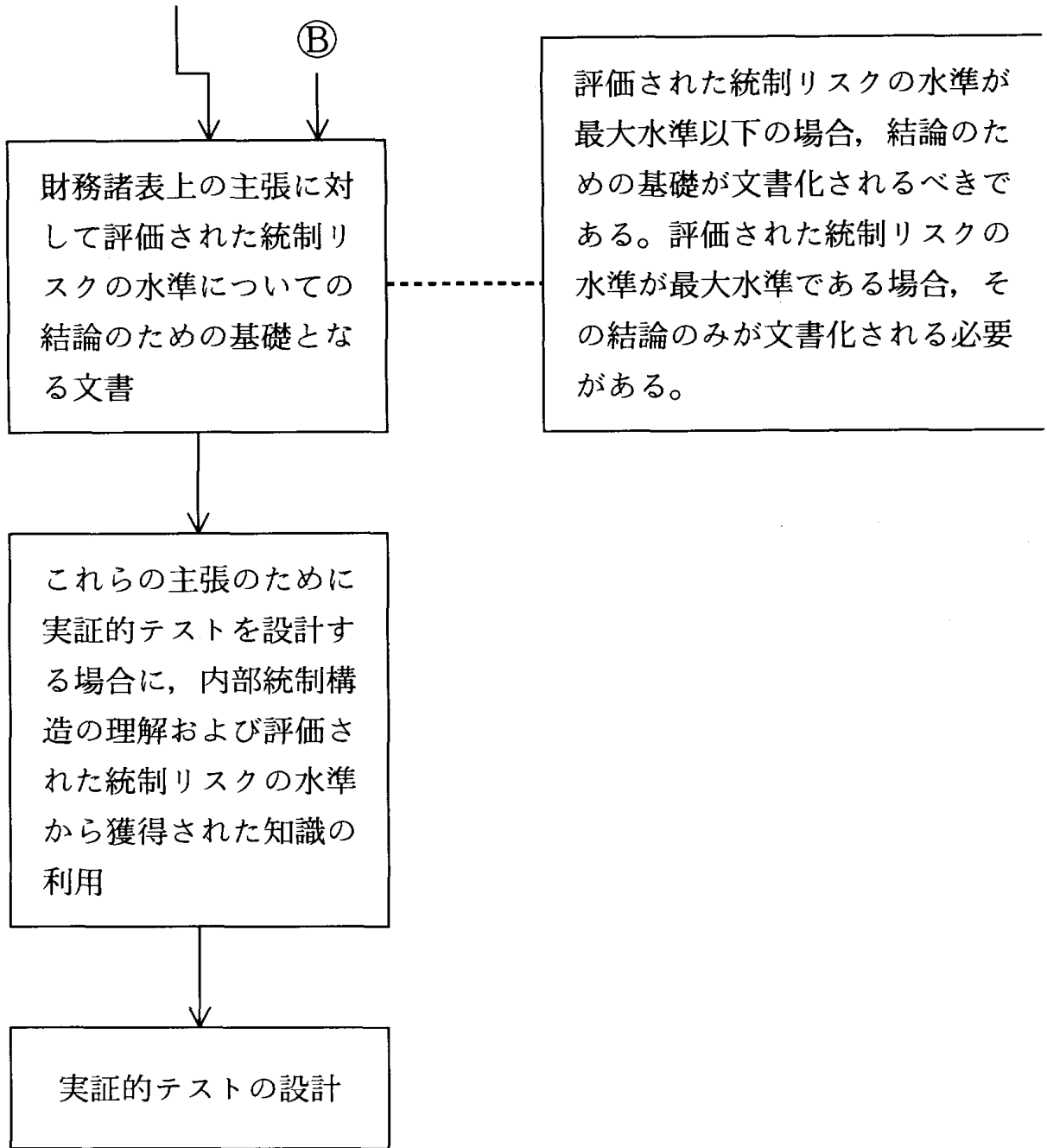
示される。⁽¹³⁾ 一般に、統制リスクの評価水準が低ければ低いほど、内部統制構造の方針および手続の設計と実施について、証拠資料の提供する主張に関する有効性の保証は大きくなる。また、内部統制構造の理解と統制リスクの評価の関係は、監査上、これらは同時に実施される。内部統制構造の理解のために実施される手続の目的は、監査人に対して監査計画を立案する場合に必要な知識すなわち監査証拠を提供することにある。統制テストの目的は、監査人に統制リスクの評価で利用される証拠資料を提供することにある。⁽¹⁴⁾

IV. 追加的な統制テストの実施

〔第3段階〕



内部統制と監査リスク（阿部）



第3段階では、内部統制構造についての理解が得られ、統制リスクの評価の後、監査人がさらにある特定の主張について、統制リスクの評価水準を引き下げることを望む場合には、追加的な統制テスト (additional tests of controls) が実施されることになる。このテスト結果から得られた統制リスクの評価水準は、それらの主張に対して受け入れるための適切な摘発リスクの決定の場合に用いられ、さらにその主張に対する実証テストの性

内部統制と監査リスク（阿部）

質・時期および範囲の決定にも用いられる。

さらに、第3段階において、監査人が最大水準以下で統制リスクを評価する場合、監査人は、その評価水準を立証するに十分な証拠資料の入手を考慮すべきである。統制リスクの特定の評価水準を支持するのに十分な証拠資料は、監査判断の問題である。証拠資料は、監査人が統制リスクの評価水準を発展させることによって、それにより監査人が得る保証において実質的に変化する。証拠資料の種類、源泉、適時性およびその他の証拠資料の存在は、証拠資料の導く結論に関連し、これらはすべて証拠資料が提供する保証の程度に影響する。これらの特質は、監査人が統制リスクについて証拠資料を入手するために適用する統制テストの性質、時期および範囲に影響する。監査人は、質問、立会、実査およびある主張に関する方針の再実施のようないろいろな技術のなかからそのようなテストを選択適用することになる。しかしながら、すべての状況において常に必要とされ、適用可能であり、同等に有効となるような特定の統制テストは存在しない。

V. 実証的テストの設計

第4段階は、監査人が、内部統制構造の理解および統制リスクの評価水準から提供される知識を用いて、財務諸表上の主張に対して、実証的テストの性質、時期および範囲を決定するプロセスである。

監査人は、財務諸表上の主張に対する摘発リスクの許容水準を決定するために、統制リスク（固有リスク）の評価水準を用いる。監査人は、財務諸表上の重要な虚偽記載を摘発するために用いる監査手続の性質、時期および範囲を決定するために、摘発リスクの許容評価水準を用いる。この虚偽記載を摘発するために設計された監査手続が、実証的テストである。摘発リスクの許容水準が減少するならば、実証的テストから得られる保証を増大させなければならない。この場合、監査人は、結果としてつぎの項目の1つあるいはそれ以上のことがらを実施することになる。

内部統制と監査リスク（阿部）

- (1) 有効性の少ない手続から、より有効性のある手続に実証的テストの性質を変える。たとえば、実体の内部の関係者や文書にむけて指示されるテストから、実体外部の独立した関係者にむけて指示されるテスト。
- (2) 実証的テストの時期を変更すること。たとえば、期中よりも期末で実証テストを実施する。
- (3) 実証的テストの範囲の変更。たとえば、より大きなサンプルサイズの使用。

以上、4段階のプロセスを経由して決定された摘発リスクの水準を確保するための実証的テストは、①勘定残高と取引詳細なテスト⁽¹⁵⁾、および②分析的手続から構成される⁽¹⁶⁾。

監査人は、統制リスクを評価する上で、統制テストとして取引詳細なテストを実施することができる。実証的テストとして実施される取引詳細なテストの目的は、財務諸表における重要な虚偽記載を摘発することである。統制テストとして実施される取引詳細なテストは、内部統制構造の方針や手続が有効に実施されているかどうかについて評価することである。これらの目的は異なるが、双方とも同じ取引に対して詳細なテストを実施することを通じて同時に達成されるものである。

しかし、監査人は、双方の目的が達成されるであろうことを確かめるこのテストの設計および評価にも、注意深い検討を加えなければならない。

分析手続は、勘定残高および取引の種類に関連した特定の主張についての証拠資料を獲得するための実証的テストとして利用され、ある主張に対しては適切な水準での保証を有効に提供することができるが、他の主張に対しては勘定残高・取引詳細なテストほど有効でも効率的でもないかもしれない。どちらの手続を採用するかについては、利用可能な手続の期待有効性と効率性に対する監査人の判断にもとづくことになる。⁽¹⁷⁾

VI. むすび

本稿を結ぶにあたり、ここまでの考察をまとめて示してみよう。

SAS 55号で言及されている監査実施プロセスは、4つの段階より構成されていた。

第1は、実体（Entity）の内部統制構造が、統制環境・会計システム・統制手続という3つの要素から構成され、すべての監査において監査人が監査計画を立案するために3つの構成要素それぞれについての十分な理解を獲得しなければならない。この十分な理解は、監査計画の立案に関連する内部統制構造の方針および手続の設計とその実施の有効性について十分な知識を得るための手続（統制テスト）を実施することによって入手される。

第2には、内部統制構造についての理解を獲得した後、監査人は、財務諸表の勘定残高、取引種類および開示要素に具体化されている主張についての統制リスクが評価される。

第3には、内部統制構造についての理解の獲得と統制リスクを評価した後、監査人は、ある主張に関する統制リスクの評価水準をさらに減少させることを望む場合、追加的な統制テストが実施される。

第4には、内部統制構造の理解および統制リスクの評価水準より提供される知識を用いて、財務諸表上の主張に関する実証的テストの性質・時期および範囲が決定される。

以上の4段階の監査実施プロセスを通じて、それぞれの監査手続が実施される。

近年、アメリカでは、財務諸表監査に関与する監査人の責任が厳しく問われていることから、監査人が実施した監査プロセスの正当性を客観的に立証することがもとめられている。従来の内部統制から、内部統制構造という新概念を導入することにより、監査人は、財務諸表における経営者の主張をも含め、財務諸表上の重要な虚偽記載の発生するリスクを評価する

内部統制と監査リスク（阿部）

プロセスを体系的に明らかにする必要がある。それは、従来の監査手続では重要な虚偽記載に対する監査計画段階での対応が十分ではなかったという考えにもとづき、内部統制構造の各要素に内在するリスクが重要な虚偽記載と関連するかどうかを検討することである。このSAS55号は、この監査リスクを評価するという目標からのアプローチが採られ、監査手続は、基本的に統制テストと実証的テスト（分析的手続を含む）によって実施され、監査実施プロセスの構造をより一層明確にしたものとして評価できよう。また、監査実施プロセスの各段階において、監査手続の運用とその方法、さらに監査手続の強度（確信度の水準）など監査方法に変化をもたらしている。それは、監査効果の改善と財務諸表利用者に監査プロセスの性質ならびに結果についての有用な情報を伝達することに寄与している。

注

(1) American Institute of Certified Public Accountants. Statement # on Auditing Standards No55, Consideration of Internal Control Structure in a Financial Statement Audit, AU Section 319.68.

(2) Cf. ibid., AU Section 319.06

(3) 拙稿、「財務諸表監査における内部統制構造」

『駒澤大学北海道教養部論集』第8号 平成5年10月参照

(4) Cf. AICPA, op. cit., AU Section 319.07-15

(5) Cf. ibid., AU Section 319.16

(6) 拙稿「財務諸表監査における立証プロセスについて」

『駒澤大学北海道教養部研究紀要』第29号 平成6年3月、30-35頁参照、

別行監査人が、内部統制の構造の内容を検討する場合に、内部統制が達成するように組み込まれているいくつかの統制目的を考慮することが必要である。

- ・ 妥当性……記録された取引が記載されるべき取引であること。
- ・ 完全性……妥当な取引が会計記録から全て省略されていないこと。
- ・ 承認……取引が記録される以前に承認されていること。
- ・ 正確性……金額が正確に計算されること。
- ・ 分類……取引が正確な勘定に記入されること。
- ・ 会計……取引についての会計プロセスが完全に実行され、一般に認められた

内部統制と監査リスク（阿部）

会計原則に準拠していること。

- 適切な期間……取引が適切な期間に記録されていること。

これらの統制目的は、財務諸表上の主張とつぎのように関連する。

		財務諸表上の主張				
		実在性 又は発生	網羅性	権利及び 義務	評価又は 配分	表示及び 開示
統 制 目 的	妥当性	×		×		
	完全性		×	×		
	承認性	×			×	
	正確性				×	
	分類計					×
	適切な期間	×	×			×

監査人は、これらの統制目的を統制リスクの評価における監査要点として考慮し、種々の監査手続を実施することができる。監査人は、これらの統制目的が有効に達成されることを統制テストによって検討されることになる。

D.M.Guy, C.W.Alderman and A J Winters, Auditing, 2nd. ed 1990 P151
Cf AICPA, op, cit., AUSection 319.68

(7)Cf,ibid., AUSection 319.23

(8)Cf,ibid., AUSection 319.26

(9)Cf,ibid., AUSection 319.27,拙稿『前掲論集』第9号 10頁注21 参照

(10)拙稿『同上論集』第9号 4-5頁参照

(11)Cf,AICPA, op, cit., AUSection 319.29

(12)Cf,ibid., AUSection 319.34-35

(13)内部統制構造の文書化に加えて、監査人は、統制リスクの評価水準についての自己の結論の基礎を文書化すべきであると言及している。

Cf.AICPA. op. cit., AUSection 319.39

(14)このことは、ある目的を達成するために実施される手続が、ほかの目的に関連することをあらわしている。

Cf. ibid., AUSection 319.46-47

(15)勘定残高と取引詳細なテストは、SAS31号において、製造会社の棚卸資産について例示している。拙稿『前掲紀要』第29号 28-35頁参照

(16)Cf.AICPA., AUSection 319.64

内部統制と監査リスク（阿部）

(17)Cf. *ibid.*, AUSection 329.04

（本稿は、日本監査研究学会第15回東日本部会における報告内容に加筆修正を加えたものである。）